

令和5年度「主権者教育」優良事例普及推進事業 募集要領

令和5年4月17日
総務省選挙部管理課

1. 趣旨

民主主義の基盤である選挙は、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であり、公職選挙法第6条第1項において、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」とされている。

政治意識の向上については、選挙時だけでなく、平日頃からの啓発が重要であり、常時啓発については、平成23年度に公表された「常時啓発事業のあり方等研究会」（座長：佐々木毅学習院大学教授）最終報告書において、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断する主権者」を目指す必要があり、これからは、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じて、主権者教育が重要であるとの提言がなされた。

また、選挙権年齢引下げ後に実施された第24回参議院議員通常選挙を踏まえて、主権者教育の現状と課題について検討を行った「主権者教育の推進に関する有識者会議（平成29年3月）」においても、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てることの必要性が確認されたところである。

本事業は、更なる主権者教育の推進を目的とし、総務省の経費負担により都道府県・市区町村選挙管理委員会に主権者の発達段階に応じた取組、地域の機関の協力による長期的計画の策定、出前授業等における部局横断的・広域的・組織横断的な取組等の実施を委託し、その手法や効果を他の選挙管理委員会等に周知・普及することにより、全国的な主権者教育の充実につなげていくものである。

2. 応募団体

都道府県及び市区町村

3. 募集する提案

(1) 委託事業の内容

「主権者教育の推進に関する有識者会議」とりまとめにおいて、考えられる方向性として示された、以下①から③のほか、主権者教育の普及に関し先導的な事例となるものも対象とする。

なお、複数の応募も可能とする。

① 発達段階に応じた取組の実施

ア 高校入学以前の子供段階

親子共に学べる機会を提供する取組（親子向け啓発イベントの開催、授業参観に合わせた出前事業の実施、親子参加型の地域の研修会等）、地域課題を題材とした取組、実際の投票箱等を活用した生徒会選挙など

イ 高校生段階

現実の政治事象を題材としたディベート、新聞記事・ニュース等を活用した授業、実際の選挙を題材とした模擬選挙、議員と若者との間をつなぐイベントや意見交換会、若者を対象とした政策提言、シンポジウム等の開催など

ウ 高校卒業後の有権者

ワークショップ等のイベントの開催、住民票異動の理解や不在者投票制度の認知度の向上に係る取組、企業研修における講義、大学生による高校等への出前授業実施の取組など

② 地域の機関との協力による子どもから大人まで継続的に主権者教育に取り組むための長期的計画の策定

地域の機関と連携し、各年代に応じた題材、選挙時期や地域課題などを踏まえた長期的な計画を策定すること及び当該計画に基づく取組の実施

③ 部局横断的・広域的・組織横断的な取組

出前授業やイベント等において、教育委員会や議会事務局、税務署、弁護士等と連携し税金や法律等の学習と合わせて実施する取組、他の地方公共団体、明るい選挙推進協議会、NPO 法人等と連携して実施する取組など

④ その他主権者教育の普及に関し先導的な事例となるもの

上記①から③の事例以外で、工夫をこらした独自の取組等、主権者教育の普及に関し先導的な事例となるもの

(2) 事業規模

1件あたりの事業額は10万円以上100万円以内を目途とし、総務省は予算の範囲内において委託経費を負担することとする。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、選定基準に照らし、「主権者教育」優良事例普及推進事業として必要と認められる額とする。また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

(3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、以下の表に掲げる項目に限る。

なお、地方公共団体の職員の人件費、備品費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接必要となる経費以外の経費、委託期間の間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている場合には、その額を除いた額を対象とする。

項目	説明	具体例
諸謝金	委託事業の実施にあたって、講師等外部の方に支払う謝礼 ※総額の上限は 20 万円以内を目途とする。	・講師謝金 ・会議出席謝金 ・原稿執筆謝金
旅費	委託事業の実施に必要な旅費	・委員等旅費 ・職員旅費
会議費	委託事業の実施に必要な打合せ、意見交換等に必要な経費	・雑費（茶、弁当等（アルコール類は除く）に係る経費）
通信運搬費	開催通知、報告書の発送、委託事業の成果の他団体への周知・普及等に必要な経費	・切手代、郵送料
印刷製本費	委託事業の実施に必要な経費 報告書、資料等の作成に必要な経費	
借損料	委託事業の実施にあたって、必要な借り上げに係る経費	・会場借上費
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材等の購入に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が 10 万円未満（消費税込）または使用可能期間（耐用年数）が 1 年未満のものをいう。	
雑役務費	委託事業を実施するために必要となる軽微な請負業務	
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	

(4) 実施期間

委託契約の日から令和 6 年 3 月 1 日（金）までとする。

(5) 再委託

事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた事業は第三者に委託（再々委託）することはできない。

(6) 選定方法

総務省自治行政局選挙部管理課において順次選定する。なお、決定するに当たり、地域間や提案内容間のバランス、これまでの主権者教育事業普及実績なども考慮し、総合的に勘案することとする。

(7) 選定基準

上記3（1）については、下記（Ⅰ）から（Ⅳ）までの選定基準を基に、総合的に評価を行う。

- （Ⅰ）募集要領に示す趣旨や事業の内容を踏まえた実施内容となっているか。
- （Ⅱ）事業効果が得られるよう十分な実施期間が確保されているか。
- （Ⅲ）実施計画の内容に対して、妥当な経費が示されているか。
- （Ⅳ）関係団体（大学・若者啓発グループ、学校、地域の明るい選挙推進協議会等）との連携が図られているか。

(8) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼することや応募内容について実現可能性や実効性を確認するためのヒアリング等を実施する。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて、契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことや、実施期間中において実施状況を確認する。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

なお、1団体で複数件応募する場合、下記②から④については、案件毎に分けて作成すること。

- ① 様式 1 (Word 形式) : 提案書 (表紙、提案団体の概要)
- ② 様式 2 (Word 形式) : 事業概要
- ③ 様式 3 (Excel 形式) : 概算見積額の内訳
- ④ 補足資料 (様式自由) : 提案を補足する資料があれば、添付すること。

5. 提出期限・提出方法

(提出期限)

期限は特段設けないが、上記3(4)の実施期間内に確実に事業を終えることができるよう十分な期間をとって提出すること。

(提出方法)

電子メールにて総務省に提出する。電子データの送付が困難な書類については、郵送も可とする。

提案書類提出後、提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに9の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

6. 応募後の手続

概ね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(ヒアリングの実施)

提案書類受付後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、総務省から必要に応じて電話によりヒアリングを実施する。

(選定)

上記3(6)参照。

(契約締結)

選定された提案の応募者(委託先候補)との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

報告書の納入を行うこと。具体的には「8. 納入成果物」を参照のこと。なお、必要に応じて中間報告を求めることもある。

7. スケジュール

- ① 令和5年4月17日 都道府県・市区町村への通知
- ② 令和5年5月1日 提案書類受付開始
- ③ 令和5年5月1日以降～
順次事業の選定(必要に応じてヒアリング)、通知、契約締結
(予算額に達し次第、その時点で公募終了)
- ④ 令和6年3月1日 事業実施期限

8. 納入成果物

(1) 成果報告書等

本事業の成果物を以下のとおり作成することとする。

① 報告書及び概要版 各 1 部 (紙又は電子データで提出)

報告書については、事業内容、実施状況、留意工夫点、課題、今後の展開、収支報告を含むこととする。

② 教材テキスト等、事業実施に関して作成した資料 1 部 (紙又は電子データで提出)

※実施状況がわかる画像・映像等があれば併せて送付すること。

(2) 納入先

総務省自治行政局選挙部管理課

(3) 納入期限

業務が完了した日の翌日から起算して 60 日を経過した日又は令和 6 年 3 月 1 日(金)のうちいずれか早い日

9. 問い合わせ・メール送付先

総務省自治行政局選挙部管理課選挙啓発係

電話番号：03-5253-5574

電子メール：senkyo.kanri@soumu.go.jp